別紙１

８－３　茅ヶ崎市就学義務の猶予・免除に関する事務処理基準

平成６年１０月１日施行

区分	申請理由	学年	許可期間等	提出書類	備考
1	病弱・発育不完全	全学年	必要と認められる期間	□申請書 □医師の診断書	特別支援学校における教育に耐えることができない程度の障害があり、保護者から願い出がされた場合
2	重国籍	全学年	必要と認められる期間	□申請書 □パスポート □他の学校等の入学承諾書	家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由がある場合
3	帰国児童・生徒	全学年	日本語の能力が養われるまでの一定期間	□申請書 □学校長の意見具申書	日本語の能力が著しく欠如している等の事情により直ちに相当学年の課程における教育を受けることが適当でないと認められる場合、保護者の願出により学校生活に適応するまでの一時的措置とする。
4	少年院への措置	全学年	措置が終了するまでの期間	□施設長の証明等	
5	児童・生徒の失踪	全学年	必要と認められる期間	□申請書 □市長の証明	
6	その他やむを得ない場合	全学年	必要と認められる期間	□申請書 □必要な書類	

【注意事項】①全学年とは、小学校・中学校の全学年をいう。
①就学義務の猶予・免除の対象となるのは、「満６歳に達した達した日の翌日以降における最初の学年の初から、満１２歳に達した日の属する学年の終りまで」とする。（学校教育法第１８条）
③教育委員会は、申請手続き後、１０日以内に保護者に回答するものとする。